

事務局長	係長	係

第19回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月5日（水）午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
委員	堤 忠雄		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■■■■ 委員 ■番 ■■■■■

第2 【議案第17号】 令和3年度農業経営基盤強化促進法（第6号）の諮問について

【議案第18号】 農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）

【議案第19号】 農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	古賀 九州男
係長	津野 弘樹
主査	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和4年第19回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は4番福田源吾委員と5番永尾喜代子委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には細川氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第17号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第6号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第17号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第17号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第6号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第17号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第6号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で議案第17号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

■■委員

賃借料■■■■円/反について、5年以上の利用権設定となった場合の賃借料の変更は可能ですか。

事務局

賃借料の変更については、現状本町では標準小作料を設定しておらず、基本的には当初の利用権設定契約に基づいた賃借料での支払いが行われますが、地主と耕作者の協議次第では途中変更も可能です。

■■委員

利用権の設定期間についての定め等はあるのですか。

事務局 農地法上、利用権の設定期間の定め等はありませんが、最長50年までは利用権を結ぶことができ、未相続農地であれば、推定相続人の過半数以上の同意が設定期間の要件になることもあります。

議長 他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第6号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第17号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第6号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第18号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは5ページ目になります。議案第18号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)、説明いたします。■■地区のハウス団地建設に係る案件であり、今回は佐賀県農業公社から買受人への売渡依頼をする旨の審議案件になります。

【以下、別添議案書に基づき議案第18号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)の内容を朗読及び説明】

対象農地の売渡契約書類については6、7ページを、対象農地の場所については8ページをご覧ください。以上、宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。何かあればお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第18号農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第19号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは9ページをご覧ください。毎年1月頃の総会にて諮問しております別段面積の検討についてお話しいたします。

【以下、議案第19号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討についての内容を朗読及び説明】

10ページをご覧くださいますと、佐賀県内における各市町の別段面積の設定状況について載せております。他市町の状況としては、空き家バンク登録物件とセットにする場合や新規就農者が参入しやすいよう小規模での別段面積を設定しているところもございます。今回は検討ということで議案に供しておりますが、事務局としましては、今後具体的な相談を受けた際に、案件に応じた別段面積を随時設定し、総会にて諮問させていただきたいと考えておりますので、検討のほど宜しくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。何かあればお願いします。

（質問・意見等なし）

議 長 よろしいですか。それでは、議案第19号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について、今回のところは現行どおりとし、具体的な事例が発生した場合、考慮していくということで、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、その他に入ります。事務局よりありませんか。

（特になし）

議 長 ありがとうございます。他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれもちまして、第19回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、2月3日（木）に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員